

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する

法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)(先議)要旨

本法律案は、「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の適確かつ円滑な実施を確保するとともに、外国との間で将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できるように国内法の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」とし、その目的を改めるとともに、相互承認協定等の定義について所要の改正を加えることにより、将来締結される相互承認協定について、順次、政令の改正により追加できることとする。
- 二、外国向けの通信端末機器等の特定輸出機器に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、政令で相互承認協定ごとに定める国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができることとする等、規定の整備をする。

三、登録を受けた外国の適合性評価機関が、我が国向けの通信端末機器等の特定輸入機器の適合性評価を実

施した場合、その結果を我が国において受け入れることができるよう電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例について規定の整備をする。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。